



希少がん関連の指標について

令和7年7月28日 第91回がん対策推進協議会

厚生労働省 健康・生活衛生局
がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第4期がん対策推進基本計画における希少がん関連の指標について①

- 希少がんの世界共通の定義は存在せず、我が国では、平成27年3月、厚生労働省健康局に「希少がん医療・支援のあり方に関する検討会」が設置され、同年8月にとりまとめられた同検討会の報告書において、海外の定義を参考に、政策的な対応を要する「希少がん」を以下のとおり定義することとされた。
- 上記検討会において、我が国における希少がん分類を開発する必要があるとの意見があり、令和5年度からの厚生労働科学研究費補助金疾病・障害対策研究分野がん対策推進総合研究「希少がん診療・相談支援におけるネットワーク構築に資する研究（研究代表者：川井章）」において、国立がん研究センターを中心に我が国における希少がん分類・一覧の作成が進められてきた。

希少がん医療・支援のあり方に関する検討会報告書（抜粋）

II. 定義

これまで我が国において、希少がんについて明確な定義は存在しなかった。そこで、今後希少がん対策を講じるに当たって、まず希少がんの定義を整理する必要があった。

海外での定義は分類や算定方法、定義も様々である。米国で開催されたNational Cancer Institute(NCI)における希少がんのワークショップでは、部位を主とした分類（一部組織型も加味）を用い、成人のがんで性別ごとに人口10万人当たり15例未満の罹患率を、欧州の関連学会の連合プロジェクトであるRARECARE2では、部位と組織型による詳細な分類を設定し、全人口で10万人当たり6例未満の罹患率を、それぞれ希少の定義としている。本報告書では、こうした海外の定義を参考にし、**以下2つの条件に該当するがん種を、政策的な対応を要する希少がんとして扱うこととした。**

・ **概ね罹患率（発生率）人口10万人当たり6例未満（分類はRARECARE分類のLayer 2を参考とする。）**

・ **数が少ないため診療・受療上の課題が他のがん種に比べて大きい**

診療・受療上の課題とは特に①標準的な診断法や治療法が確立しているかどうか。②研究開発、臨床試験が進んでいるかどうか。③既に診療体制が整備されているかどうか、といった点に着目することとした。

なお、本報告書では、欧州のRARECARE分類を参考として用いているが、我が国における独自の希少がん分類を開発する必要があるという意見もあった。

「希少がん診療・相談支援におけるネットワーク構築に資する研究」分担研究報告書（抜粋）

A. 研究目的

希少がん対策の推進に当たって、希少がんを定義することは、その前提となる。（中略）報告書の発行から年月が経過した現在、RARECAREがもととした国際疾病分類腫瘍学（ICD-O）やWHO分類も改訂されて元のRARECARE分類の当てはまりが悪くなっている。もともとRARECARE分類については何点かの疑義も呈されており、上記の如く「独自の分類を」という意見も出されていた。本研究は、RARECARE分類を基として、新しいICD-O-3.2の体系をもとに、**わが国において希少がんの定義に資する分類を作成し、それを国内ないしは世界における分類とすることを目標とする。**

第4期がん対策推進基本計画における希少がん関連の指標について②

- 国立がん研究センターを中心に新たな希少がん分類「New Classification of Rare Cancers (NCRC)」が策定（令和7年6月公表）され、前述の平成27年に公表した「希少がん医療・支援のあり方に関する検討会」の報告書の定義である「人口10万人あたり6例未満のがん」を前提としつつ、2016－2019年の全国がん登録情報を用いて、がんの発生が少ない臓器31部位のがん（カテゴリーA）と、がんの発生が多い臓器であるが発生が少ない特定の組織型のがん364種（カテゴリーB）が希少がんに分類された。
- これを踏まえ、第4期がん対策推進基本計画における希少がん関連の指標については、この新たな希少がん分類（NCRC）を用いて今後集計予定である。

New Classification of Rare Cancers (NCRC) の詳細

◆ 定義：人口10万人あたり6例未満のがん

① 希少がんカテゴリーA：がんの発生が少ない臓器のがん（31臓器）

小腸、中咽頭、喉頭、下咽頭、軟部組織、鼻・副鼻腔、精巣、胸腺、唾液腺、胸膜、骨、後腹膜、虫垂、膣、肛門・肛門管、眼・付属器、上咽頭、腹膜、縦隔、副腎、乳房（男性）、陰茎、尿道、松果体、尿膜管、心臓・心膜、下垂体、気管、胎盤、副甲状腺、中耳

② 希少がんカテゴリーB：がんの発生が多い臓器だが希少な組織型（364組織型）

例：胃がん

GIST（消化管間質腫瘍）、リンパ腫、神経内分泌癌、神経内分泌腫瘍、特殊型癌腫、未分化癌、神経内分泌・非神経内分泌細胞混合腫瘍、リンパ上皮腫（様）癌、組織球性又は樹状細胞性新生物、急性骨髄性白血病及び関連前駆新生物、肉腫、胚細胞関連腫瘍、粘膜黒色腫、癌肉腫/肉腫様癌、唾液腺型腫瘍

※NCRCの検討にあたって、実症例の分類検討には平成28年1月1日に施行されたがん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）に基づき収集された全国がん登録情報を活用し、全国がん登録情報で実症例が確認できなかった組織については、ICD-O-3.2及びWHO分類の組織コードを用いた。

※現段階では実臨床に即した我が国における最新の希少がん分類である。